

公演等における新型コロナウイルス感染拡大予防に係る 公演主催者が講じるべき具体的対策（ガイドライン）

令和2年6月19日 行田市教育文化センターみらい

行田市教育文化センター「みらい」において、コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という。）を開催する場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

ア) 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「来場者」という。）及び公演等のスタッフ（以下「スタッフ」という。）、出演者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する（提出不要）。また、来場者及びスタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 名簿については公演主催者の管理とし、2週間保管する。個人情報を含むため、保管の際は十分な対策を講ずること。
- ・ 可能であれば、接触確認アプリ等を活用して、公演参加者の感染状況等の把握を行う。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

イ) 公演等当日

- ・ 来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 体温管理・衛生管理等を実施する。
 - マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
 - 文化ホール入口の手指消毒液は、主催者が設置する。
 - 座席は原則として指定席とする。
 - 座席数は非接触型体温計による検温を主催者が実施できる場合は249席、実施できない場合は168席とする（別添座席表のとおり）。
 - 座席や通路を利用した演出は行わないこととする。
 - 公演等中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
 - 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする、出演者が座席や通路を利用する等）は行わないこととする。
 - 公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。
- ・ スタッフ、出演者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - 舞台上の出演者数は原則30名までとし、出演者同士の間隔を1m（できるだけ2mを目安に）空け、対面を避ける等、感染リスクの少ない演出とする。

- マスク着用や手指消毒を徹底する。スタッフ、出演者用の手指消毒液は主催者が用意する。
- 自宅で検温を行うこととし、37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比 1 度超過）には自宅待機とする。
- スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 入場時のもぎりの際は、マスクや手袋などを着用するようにする。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は手渡しによる配布は避けるようにする。
- ・ 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。楽屋、控室等は常時換気を行う。
- ・ 余裕を持った入退場時間を設定し、座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ・ 場内における会話は控えるよう呼びかける。
- ・ プレゼント・差し入れ、入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ・ 退場時に来場者に対し、公演等後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方（帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医等への電話相談等）を、周知する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、以下のとおり対応する。
 - 速やかに別室へ隔離を行う。
 - ※2階ボランティアスタッフルームを隔離室として利用可。
 - 対応するスタッフ等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - 感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。
 - イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - 感染者と接触したスタッフ等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
 - 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。併せて、教育文化センター「みらい」へ情報提供を行う。